令和４年度 第1回米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会議事録（案）

日時：令和４年１０月５日（水）午後６時～８時

開催場所：米子市役所旧庁舎４階 ４０１会議室

**１　開会・会議の成立**（午後６時００分）

＜事務局＞

・開会（オンラインでも参加可能な形での開催）

・全２２名委員のうち、１８名の委員の出席を確認（最終２１名出席）、過半数の委員の出席により会議が成立していることを報告。

（出席：西井通、仁科祐子、安達敏明、土中伸樹、土井教子、増田孝之、廣江晃、前田浩寿、前田紀子、佐藤美紀子、永見忠志、石田良太、木下実佳、金田洋子、田村篤人、木村定雄、高野和男、長岡文代、吉野立、手嶋恒久、小原悟）

＜委員長＞

会議の公開について諮り、会議で了承。

**２　部長あいさつ【省略】**

**３　議　題**

**（１）第８期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の実績報告について（令和３年度）**

（西井委員長）

はい、それでは、議題の１から入ります。議題の１、「第８期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の実績報告について」事務局より、よろしくお願いいたします。

（事務局：飯田主任）

　はい、そうしますと私のほうから、第８期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況について、ご説明をさせていただきます。すいません、こちらの手違いで、事前に資料の配布ができていなかった委員さんもいらっしゃって申し訳ございませんでした。事前に配布のほうをさせていただいているということでですね、個別具体の説明といいますよりは、概要・要点について私のほうからは説明をさせていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

　こちらの第８期の米子市高齢者保健福祉計画なんですけれども、４つの基本理念を中心として構成されているところは皆様も既にご承知おきのことかと思います。本資料はですね、そういった基本理念、具体的に言いますと、「社会参加しやすい環境づくり」、「健康で安心して暮らせるまちづくり」、「在宅生活に向けたサービスと資源づくり」、「認知症になっても暮らしやすい地域と人づくり」、それからこういった理念を実現するに向けての「介護保険制度の円滑な運営」、この５本の柱についてですね、実現に向けた具体的な施策を展開させていただいているところでして、この５本柱に沿って、本日は事業の実施結果についてご説明させていただきます。

　はじめに「介護保険制度の円滑な運営」というところです。こちらについては資料１ページからになります。すべての事業実施に至る背景、といったところになるかと思います。（１）第１号被保険者数、（２）では認定者数、こちらそれぞれについてですね、３年度の計画値として定めているものについて、実績がどうだったか、それと参考で、令和２年度はちなみにどういった数字だったかということを載せております。また、それぞれについて、参考に５年間の推移といったものを資料で付けております。この中で、捲っていただきまして２ページ目ですね、「認定者数と認定率の推移」という表がありますが、こちらについてすみません、数字に誤りがございましたので、申し訳ありませんが資料の差し替えをお願いいたします。訂正してお詫び申し上げます。

　（３）からですね、（４）については給付費の実績になっております。ページで言いますと２ページから、４ページの中ほどまでにわたっておりますが、介護保険サービスの給付費の状況、実績についてご報告をさせていただいております。それから、ページをまた捲っていただきまして、４ページの中ほど以降ですね、（５）、それから（７）までについては、それ以外の、それぞれ介護保険制度の円滑な運営に向けた取組みで、計画の中で計画値が定まっていたものについて、実際にはどうだったかということをご報告させていただいております。全般を通じてになるんですけれども、個別具体の部分については、このあとの意見交換や質疑の場で、詳細についてお話させていただけたらと思います。

　５ページの中ほどに載せております「その他の主な取組み実績」というところで挙げておりますのは、個別具体の計画値の定めがあったものではないんですが、この他にこういった取組みもさせていただきましたということで、記載をしておりますのでご確認いただければと思います。

　続いて６ページになります。「社会参加しやすい環境づくり」というところで挙げております。こちらについては、高齢者の方がですね、充実した生活を送るために、積極的に社会参加できる環境づくり、それから地域共生社会の実現といったところに向けてさせていただいている各種取組みになります。（１）介護支援ボランティア登録者数というところで、計画値に対する実績、挙げております。それから（２）の地域包括ケアシステムの充実、というところになりますが、こちらについてはですね、計画の中で計画値の定めといったものはないんですけれども、重要施策の部分にもなって参りますので、令和２年度の実績と対比しての報告をさせていただいております。その他の主な取組み実績というところも、お読み取りをいただければと思います。

　続きまして、飛んで８ページになります。「健康で安心して暮らせるまちづくり」という項目になります。高齢の方々がですね、高齢になっても自立した生活ができるまちづくりを目指す、そういったもので、各種施策のほうを展開させていただいております。（１）で在宅生活を支援する各種サービスの充実、ということで挙げておりますが、こちらについても計画の中で、具体的な数値目標が定まっているものではないんですが、委員の皆様にですね、深くご理解いただければと思いまして、実績、２年度と対比したものを参考で載せさせていただいております。８ページ下段になります、（２）避難行動要支援者事業の実施ということですが、こちらについてはですね、令和３年度に新たな取組みとして実施をさせていただいたものです。具体的に申し上げますと、市内の２地区、尚徳地区と県地区をモデル地区として、そういった避難行動要支援者に対する取組みというのを実施させていただきました。実績・実施の内容についてはお読み取りいただければと思います。

　そうしますと、次ですね、１０ページになります、「在宅生活に向けたサービスと資源づくり」です。こちらについては、高齢の方々ひとりひとりの課題にあわせた適切なサービス利用であったりとか、地域資源の活用を進める、そういった目標の部分になってまいります。こちらについて（１）フレイル対策の推進というところで挙げております。こちらについては令和３年度、フレイル度チェックの推進ですとか、市内に新たな拠点の設置をしたりといったところで、取組みの強化をして参ったところです。内容については記載のとおりになります。（２）から（４）といったところまで、その他同様にですね、様々な事業、取組みをさせていただいておりまして、計画値に対する実績であったりとか、参考での実績というのを記載をさせていただいております。

　そうしますとページ進んで、１２ページ、最終章になります。「認知症になっても暮らしやすい地域と人づくり」というところで記載をさせていただいております。こちらについては認知症の理解を地域で深める活動であったりとか、認知症であるご本人さんやそのご家族さんが、安心して生活することができるまちづくり、そういったものに対する取組みを挙げてございます。（１）では認知症サポーター養成講座の取組み実績を挙げております。（２）では認知症予防事業として、様々させていただいているところですが、こちらについても計画値について、実績がどうだったか、それから参考に令和2年度と比べてどうだったか、といったところで挙げておりますのでご確認をいただければと思います。その他の主な取組みといったところでも、同様にそれぞれ挙げさせていただいております。

　全体的にですね、各項目の中では、やはり令和３年度、新型コロナウイルス感染症の影響等で、思うようにと言いますか、計画通りに進まなかった部分もありました。その中でも積極的に、精力的に取組みを進めた面もあって、そういったところが、こう、様々見受けられたかなというふうに思います。本日この場でもですね、こういったところを踏まえて、様々なご意見・ご感想等をいただければと思っております。資料については、私のほうから、本当に簡単な概要の説明になるんですけれども、このあとのご意見等々で細かくお話ができればと思います。そうしますと、総括といいますか、課長の方からも一言お願いいたします。

（事務局：足立長寿社会課長）  
　ちょっとあの補足といいますか、させていただけたらと思っています。介護保険事業というのは特別会計を組んでですね、事業をしています。で、ちょっとそういう執行状況ということはこの進捗状況の資料の中には載せていないんですけれど、ちょっとあの、口頭でご説明させていただこうと思っています。令和３年度の歳入ですけれど、１６６億７４１２万３千円。１６６７４１２３。歳入の総額です。それに対しまして、歳出が、１５０億１２２５万８千円。１５０１２２５８です。これ差し引きいたしますと、１６億６１８６万５千円が黒字というか、残額として残ったという状況でございます。これはあの、前回、昨年度のこの策定員会の中でもご説明をさせていただきましたが、剰余金というのが年々こう、積まれたような形になっていますので、単年度でこれだけの１６億の黒字ができた、ということではございません。ちなみに昨年度の差引額が１５億３６４３万７千円でございましたので、一応、単年度でも黒字になっています。１億３千万くらいですかね。１億３千万くらい、今年度だけで黒字になっているというところでございます。

で、給付のほうもですね、前年度と比べると伸びてはおるんですけども、伸びてはいるんですが、計画値ほどは伸びていないと。計画値内で収まったという形でございます。ですので、予定よりも多少、黒が出たというような感じで考えておるところでございます。介護保険事業の特別会計という視点から言えば、健全な運営ができたかなというふうな感想を持っているところでございます。以上です。

（西井委員長）

先ほどの事務局からの説明につきまして、これから皆様にご意見をお伺いしたいと思いますが、まず市役所の会場にいらっしゃいます委員の皆様からお伺いして、それから、オンラインのご参加の委員の皆様にご発言をいただきたいと思いますが、会場の委員の皆様でご質問・ご意見ございます方は挙手をお願いいたします。はい、小原委員どうぞ。

（小原委員）

　今あの、予算の総額とか残ったお金というふうに言われたんですけれども、もう１回言ってもらえますでしょうか。ちょっとよくわからないもので。

（事務局：足立長寿社会課長）

　すいませんでした。令和３年度の歳入の合計ですが…

（小原委員）

令和３年度の？

（事務局：足立長寿社会課長）

令和３年度の、介護保険事業特別会計の歳入額。

（小原委員）

歳入額。

（事務局：足立長寿社会課長）

はい。１６６億７４１２万３千円。はい、１６６７４１２３、です。それに対しまして、歳出の合計が、１５０億１２２５万８千円。１５０１２２５８です。

（小原委員）

　で、残ったお金が？

（事務局：足立長寿社会課長）

　その差し引きの額が、１６億６１８６万５千円。

（小原委員）

　これは平成３年度ですか。

（事務局：足立長寿社会課長）

　平成３年度です。…ああごめんなさい、令和３年度末です。１６６１８６５です。

（小原委員）

　これは令和３年度だから、令和３年の４月から令和４年の３月までということですか。

（事務局：足立課長）

　そうです。

（西井委員長）

　小原委員よろしいでしょうか。はい、他の委員の皆様で。あ、手嶋委員、どうぞ。

（手嶋委員）

　すいません。お忙しいところお世話になります。これ貰ったんですけど、**第８期米子市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を参考にして作っている。**これも貰ったんですよ、以前ね。令和３年の５月に。これがかなり基になってると思うんですけど、これと照らし合わせて、先ほど貰ったこの**十何ページ**のやつ見ると、かなり違ったところがあると思うんですけど、私素人なもんでよくわからんもんで。えっと…もう２ページ目からなんかちょっとおかしいかなと思って。（３）の介護保険サービスの総支給費ってあるんですけど、これ、居宅サービス費っていうのは、６０８３７７２って書いてありますけど、この、ピンクのやつ見ると、５７９９１４って書いてありますけど、かなり、これ違ったところがあるんですよね。で、３ページ目もかなり違うし。まあ、あっとるところもありますよ。で、４ページ目の上の方も違うし。どっちが本当なんですか。計画値だから、…計画値はこっちのほうが計画値だと思ってますけど。計画値はこのピンクのやつとあっとると思うんですよ。実績値は違って当たり前だと思いますけど、計画値のほうが違うっていうのはどういうことですか。私素人なもんで見方が間違ってるかもしれませんけど。まあちょっとそこのところはご勘弁してもらって、ちょっと説明して貰えませんか。わかるように。素人がわかるように説明して貰えませんか。

（西井委員長）

　よろしいでしょうか。

（事務局：足立長寿社会課長）

　まず、総給付費という部分について申し上げますと、１０３ページ。計画書ですけれど。１０３ページの（２）のところに表がありまして、令和３年度というところがあります。…ありまして、そこの総給付費。１３６３８４７５というのが計画値です。で、これが、こちらの２ページの資料の、この数字になっています。あとこの居宅サービス費とか、地域密着型サービス費とか施設サービス費という、実はあの、合計を出している数字はありませんで…。

（手嶋委員）

　それは８８ページの下の方にあると思うんですけど。

（事務局：足立長寿社会課長）

　これはですね…。

（手嶋委員）

　見方が違うんですか。

（事務局：足立長寿社会課長）

　集計の仕方が…ちょっと違ってまして。

（手嶋委員）

　じゃあ、**どれを根拠**にして出しているものなんですか。

（事務局：足立長寿社会課長）  
　ここで言うと、例えばですけれど、居宅サービス費のところは、８９ページにあります（４）の表がありますけれども、ここの介護予防サービスのところの総額と、９０ページの介護サービスのほうの、居宅サービスのところの総額が、実はここの数字になっていたかと思います。

（手嶋委員）

　それ、…これが、あの、市民の方とかに、公の方に出している資料じゃないかと思うんですよ。で、これは、２日３日前にもらった資料は部内っていうか、少数の方しか知らないと思うんですよ。で、その、令和５年にもらったこのピンクの紙と、１年ちょっと経ってその間に違ってきたってことですか。

（事務局：足立長寿社会課長）

　えっとですね…あの…。

（事務局：植田担当課長補佐）

　すいません、植田と申します。こちらのピンクの冊子のほうの、９１ページを見ていただけますでしょうか。で、あの、上のほうに①訪問介護とあります。で、こちらの第８期見込のほうが、令和３年度が、９４５２１６という数字になっておるかと思うんですけれども、こちらの、配られてるほうの資料のほうの、２ページ目の、えーと…（４）ですね。（４）のほうの、居宅サービス費の中の、内訳として、訪問介護っていうのがあると思うんですが、こちらが９４５２１６という数字で一致しております。

　で、あの、その上の、６０８３７７２っていう数字が、それぞれの居宅サービスの合計になりまして、１個１個の計画値というのは、こちらのピンクの冊子で言えば、①から②、③、④、⑤…というふうに、あの、ちょっと一覧とは…あってるはず、です。

（手嶋委員）

　結局、これをどこから出されたかっていうことがはっきりわからないと。そういう、訪問介護って沢山項目がありますよね。だから、その、照らし合わせて何ページどこから参照っていうことが書いてあればいいけど、…全然、わからないですよね。ポンと。で、こちらのやつと合っているところもあるんですよね。全部全部違うっていうわけじゃないんだけど…。

（事務局：植田担当課長補佐）

　それはこちらの数字を…。

（手嶋委員）

　だけど、これがどこから出てくるかって、わからないですよね。かなりボリュームがあるものだから。で、今回貰ったのがこの１２ページのものだけど、もう集約してあるんだよね、この冊子の本が。だけど、先ほど言われたこの訪問介護の下のところの…訪問「看護」ですよね。これはどこからきてるんですか。

（事務局：植田担当課長補佐）

　訪問介護の下は、訪問入浴…介護。

（手嶋委員）

　どこから出てきたんですか。例えばこれはどこから出てきたんですか。これは何ページのどこから。

（事務局：植田担当課長補佐）

これは９１ページの…。

（吉野委員）

　あの、議長。進行、議長。これやりだしたら本当に、すぐ時間が…。

（手嶋委員）

　だけど、かなり違うんですよね。よく見てみると。

（吉野委員）

　だから、市のほうの提案が、市のほうが進むべき介護保健事業ということに凝縮されてるんだけども、私たち委員や市民は、当然この計画に基づいてなってるので、本来は、この計画に基づいた報告をされるべきじゃないかな。５本の柱があって、５本の柱が今どんな状態になってるかっていうことを話されれば、あの、今回のような齟齬は発しておらんと思うだけども、今、実際に実務的にやらないといけないところでいえば介護保険事業のところなのでおそらく、そっちのほうのデータを言われてるんだけども…。

（手嶋委員）

　まあ、時間が押すっていうのはわかるんですけど。

（吉野委員）

　いや、だから、本来はこの会議に対する提案の仕方をね、やっぱり計画があるので、まあ今日はできればその考え方だけは理解してもらって、計画に基づいた基本目標の、１から５の取組みが今どうなっているのかというような説明の仕方をされると、いいんじゃないかなと思います。そりゃあ手嶋さんが言われるように、こういうデータを作るんだったら、このデータはどこから引っ張り出してるのかっていうのをわかるように、このデータはどことどこからきて集計されてるっていうことが一言わかるようなことが書いてあれば…。

（手嶋委員）  
　ちょっといいですか。今回、こういう面倒くさいことは、事前に長寿社会課に質問状を私は送って、回答を求めるんですよ。時間がかかるから。１時間半とか２時間とかしかないこういう席で。だけど、それは、皆さんにはわからないですよ。私と長寿社会課はわかるけど。それで、今喋ったことは議事録に載せられて、見られる人は見られるんですよ。読まれる人は読まれるんですよ。ということは、かなり多くの人、もしかしたら興味のある人は読んでいるかもしれない。だからこういう資料の中でも、かなり違うっていうことは、広く市民の方にもわかるかもしれません。

（吉野委員）

　おそらくね、データ的には提案されている資料の計画値と変わってないと思います。だからその計画値が、この計画表のどことどこを基にして合体させてるかというようなことが、わからんから…。

（手嶋委員）

　いや、私は、数字が違うってことを言ってないんですよ。元は、結局、こういう席が、開かれた場にしなくてはいけないんじゃないかなということを言いたいんです。

（吉野委員）

　だからそのためには、そもそもね。今までまず説明されたけども、基本計画に基づいて、私たちが立てた５つの基本計画がどういうふうに今進捗しているかという提案があると、理解のしようがあったんだけども、この中で言うと、介護保険の実績というところで始まってるから…。私が質問しようとしてたのは、例えば基本目標の、４でいう「認知症になっても暮らしやすい地域と人づくり」が、この１年間で計画からどれだけ進んだか、みたいなことが聞きたい。でもまあ今までの話の中では、これはほとんど報告されてないんですよね。

　だから、やっぱり、基本の計画、立てた計画に基づいたものがどうなっているか。介護保険もそう。計画を立てたのがこうです、それで実績がどうです、という話をしないと、わからんと思うので、やっぱりそういう提案の仕方をね、事務局がしないと。だから今日こういうことばっかりやってたらこういうことだけで終わってしまうから、事務局のほうで提案してあって、今日何と何をこの委員会で話すかということをね、もう一回明確にしてもらいたい。

（西井委員長）

　吉野委員のご提案ですけれども、手嶋委員の疑問のところを、まあ今後ですね、今は時間の制約がありますもので、非常にわかりにくいということでしたので、計画値に対してですね、その大項目小項目色々あろうかと思うんですけれども、そのへんのとこ精査して、わかりやすい出所といいますか。そういうものに対して現在どういうふうになっているかというところを説明を。手嶋委員の今の質問に対して、事務局のほうでございますでしょうか。

（事務局：足立長寿社会課長）

　ご指摘のとおり、説明しないとわからないのではいけないと思いますので、計画のどの部分がこれだというところを示しながら作ったほうが良かったなというふうに今思っているところでございます。今回は申し訳なかったですけれども、今後、またこういった形で報告させていただく時には、そういうことは配慮してさせていただきたいと思います。

（西井委員長）

　はい、ありがとうございます。他の委員の皆様でご質問ございませんでしょうか。…はい、そうしますとオンラインでご参加の…仁科委員、どうぞ。

（仁科委員）

　すいません、聴こえますでしょうか。

（西井委員長）

　はい、聴こえてます。

（仁科委員）

　はい、ありがとうございます。今日の資料を拝見して思ったことなんですけど、数値が、計画値と昨年度の実績値との比較しかできないので、なんか特別意見を言おうと思っても…例えば、訪問入浴がちょっと増えたなとか、居宅療養管理指導がちょっと増えたなとか、その程度のことしか言うことがなくて、多分事務局の長寿社会課の方たちは、長い経過を見たりとか、あと近隣他県との比較とかしながら、このあたりがちょっとこう、…比較しながらここが大きい、ここが小さいとかそういうところがわかっておられるんじゃないかなというふうに思うので、もう少し、私たちも経過をグラフで示していただくとか。細かい数値はいいので、上がってるとか下がってるとか、そういう経過を示してもらったほうが…昨年度との比較だけではなんとも言えないかなっていうふうに思ったのが１点と。

あとお願いっていうか、私も知りたいことで、認定者数と認定率の推移っていうのが、グラフで示してくださってますけれども、米子市の今後の高齢者数、後期高齢者数、だったり高齢化率、そして今後の認定者数、認定率…予測値ですかね、そういうのも多分出しておられるんじゃないかと思いますので、それらも併せてグラフにしていただけると、すごくよくわかるんじゃないかなっていうふうに思います。

そして、余剰金っていうのがあったというふうに報告がありましたので、その余剰金を持っておけばいいっていうのではなくて、例えばこの米子市であれば、どのあたりですごく認定者数が多くなりそうだとか、お金が必要になりそうだとかっていうことをやっぱり予測して、そこには備えておく必要がありますし、必要以上に多く持っておく必要はないので、例えば現状で、生活支援のほうで困っておられる方が沢山いらっしゃると思うのでそのあたりもう少し強化していこうだとか、予防のほうをもう少し投資していこうとかそういう計画が…先を予測して、計画していくことが必要だというふうに思います。そのあたりの今後の予測も含めた、高齢者数と、高齢化率と、後期高齢者数と、後期高齢サービスと認定者数と認定率。これをひとつにしたグラフっていうのをお示しいただけると有難いというふうに思います、という意見です。よろしくお願いします。

（西井委員長）

　はい、仁科委員ありがとうございました。仁科委員の意見と提案でございますが、これについて事務局、よろしくお願いいたします。

（事務局：飯田主任）

　はい、ありがとうございます。何点かご意見とご要望のほういただきました。先ほどの他の委員さんとのやりとりの中にも通じますが、資料の作り方、表現の仕方だったり、記載するデータのわかりやすさ、そういったものについてちょっと配慮が足らなかった部分というか、そういった部分があったかと思います。この会でいただいた様々なご意見をですね、参考にさせていただいて、ちょっと本日は間に合わないところではあるんですが、次からの資料づくりだったり、次の会だったりの、資料の作り方、表記の仕方等についてですね、役立てさせていただきたいと思います。ご意見としてありがとうございました。

（西井委員長）

　仁科委員よろしいでしょうか。

（仁科委員）

　グラフについては是非、作成いただきたいと思います。よろしくお願いします。

（西井委員長）

　はい、ありがとうございました。オンラインでご参加の委員の皆様、他の方で、ご意見・ご提案ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（高野委員）

　西井さん、ちょっといいですか。

（西井委員長）

　高野委員、どうぞ。

（高野委員）

　先ほどの仁科先生のお話もありましたけれども、余剰金があるということで、黒字が悪いことではないわけですけれども、必ずしも黒字になれば良いということでもなく、余剰金が膨れ上がることも決して良いことではないと思いますけれども。というのが、現状では次の介護保険料等の話ではないかもしれないけれども、この剰余金もですね、やはり基本的には保険料が余っているという状態じゃないかなというふうに思いますので、適切な、…支出って予想できないところではあるのかもしれないけれど、その剰余金については、これが適切な金額かどうかっていうのもきちんとですね、評価をいただけたらなというふうに思ったところです。

（西井委員長）

　高野委員のご質問ですけれども。

（事務局：足立長寿社会課長）

　ありがとうございます。昨年も剰余金のことでご説明させていただいてご意見等いただきました。その時は第７期から第８期に向けての剰余金の取扱いについてのご説明をさせていただきました。その中で、剰余金の中の５億５８００万を第８期の事業費に充てるという想定で、残り７億くらいを剰余金として残して８期に移った、ということにしてます。で、今先ほど申し上げた、１６億でしたかね、余っているという部分については８期で充当する予定の５億５８００万っていうのもまだ含まれた状態になっていますので、それは今後、今年度、あるいは来年度のところで不足になった部分に充てる、という想定でおります。今のところは大体７億ちょっとぐらいが剰余金として７期が終わった段階では残っておりまして。で、今年度、１億ちょっと積みあがったということでございます。

基本的に介護保険というのは３年間で計画を組みます。で、３年間同じ保険料を取るわけですけれど、一般的にいえば、給付費は右肩上がりという形です。この３年間で精算するという形なので、大体初年度は、給付費が３年間でいうと一番低い年なので、いくらか残るのは普通というか。剰余金が出てくるのが当たり前というところです。おそらく最後の年になると足りなくなるので、その余った部分を３年目に充てるというのが基本的な介護保険のお金の考え方、ということはありますので、今回単年度で１億ちょっと余ったというふうに申し上げましたが、おそらくは今年度来年度の不足のところで充てさせてもらうことになるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

（西井委員長）

　はい、事務局の説明でした。高野委員。

（高野委員）

　そのあたりどういう金額をね、取っていくかといくところだと思います。

（西井委員長）

　ありがとうございます。はい、小原委員どうぞ。

（小原委員）

　今のお話の、…そのお金の余った、第８期保険料策定にあたり、第８期なので…もう今８期か。８期なんですが、２月の策定委員会では余剰金の５億５０００万はもう使ったというふうに説明を受けたんですが、まだ使ってないということですか。

（事務局：足立長寿社会課長）

　そうですね、第８期期間中に使うものでございますので、まだ３年度末時点では使っていない、使わなくても単年度で間に合っているという状況です。

（小原委員）

　２月にお金が余っているということで、７億１８００万ですか、余っているというふうに言われたんですが…。

（事務局：足立長寿社会課長）

　それは、８期に充てることを想定して、それを除くと７億くらいが剰余金として残るというご説明をさせていただきました。

（小原委員）

　今実際に余っているのはいくらなんですか。１６億？

（事務局：足立長寿社会課長）

　そうです。その中にも今年度充てる予定のものが既に含まれている。

（小原委員）  
　５億５０００万というのは充てる予定としてお話されたということですか。

（事務局：足立長寿社会課長）

　はい、そうです。

（小原委員）

　何に充てる予定なんですか。

（事務局：足立長寿社会課長）

　第８期の期間中、おそらくは最後の３年度は不足が出てくると思いますので、今年度から出てくるかもしれませんけど、本来であれば来年度のその不足の部分に充てると。

（小原委員）

　１６億の中には充てるお金が５億入ってる。  
（事務局：足立長寿社会課長）

　そうです、その中にはそれが含まれているということです。

（小原委員）

　１６億円今現在余っているということですね。

（西井委員長）

　小原委員よろしいですか。他の委員の皆様で、ございませんでしょうか。オンラインでご参加の皆様、ご質問ご提案ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

**（２）介護予防・生活支援サービス事業通所型サービスＢ（住民主体による支援）について**

（西井委員長）

はい、そうしますと、続きまして、議題の２にいきたいと思います。「介護予防・生活支援サービス事業通所型サービスＢ（住民主体による支援）について」事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：福井主任）

　失礼いたします、長寿社会課の福井と申します。よろしくお願いいたします。まずですね、資料の内容の説明に入る前にちょっと本日の説明の概要についてお話させていただくんですけれども、本日こちらのほうから説明させていただくのが通所型サービスBというものになっております。簡単に言うとなんですけれども、要支援１・２の方ですとか、総合事業の対象者、こういった軽度者の方がですね、中心となって利用されるデイサービス。尚且つそのデイサービスについては住民主体で行うものとなります。市としてはこのデイサービスに対して補助金という形で支援を行うというものになります。この通所型サービスBなんですけれども、現在米子市では実施しておりません。全国でもですね、令和元年度時点で約１４％の市町村が導入実施しているところでございます。

　今回の説明なんですけれども、この通所型サービスBについて、米子市でも導入実施を検討したいということで現在考えているところでございます。この事業なんですけれども、介護保険の事業のひとつとなりますので、委員の皆様から検討するにあたって様々なご意見いただければと思いまして、本日お話をさせていただきます。現時点でなんですけれども、具体的な実施内容ですとか、いつから始めるかというものが今時点で決定している段階ではございませんので、本日はですね、通所型サービスBとはどういったものかというものを中心としてお話させていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

　ではまず、「１　介護予防・生活支援サービス事業について」というところでご説明をさせていただきます。こちらのですね、事業の中に通所型サービスBが含まれるというところとなっております。下の図のところなんですけれども、総合事業が始まる前というのはですね、要支援１・２という方しか軽度者として介護保険のサービスを使うことができなかったんですけれども、この総合事業というものがですね、米子市では平成２８年から開始しているところになるんですけれども、これが始まったことによって要支援１・２の方だけではなくて基本チェックリストで総合事業の該当となった方、そういった方もですね、デイサービスですとか、ヘルパーが使えるというふうになっております。この要支援者ですとか、総合事業の対象者についてなんですけれども、必ず包括支援センターのケアマネジメントを実施してサービスを使うことになります。以前からある、左側の青い部分の上ですね、介護予防給付というものなんですけれども、訪問看護ですとか、福祉用具ですとか、そういったものについては要支援１・２の方しか使えないというものになっております。で、下のところの総合事業というところなんですけれども、総合事業の中に先ほどの介護予防・生活支援サービス事業ですとか、一般介護予防事業もこちらに含まれるんですけれども、この介護予防・生活支援サービス事業、赤枠でくくってある部分ですね、この中に①訪問型・通所型サービス、簡単に言うとヘルパーさんとデイサービスというところになるんですけれども、それと②その他の生活支援サービスというところがメニューとしてございます。米子市では①については実施しておりまして、②については実施しておりません。

「２　第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について」に移るんですけれども、介護予防・生活支援サービス事業について第８期の介護保険事業計画のところにですね、記載をさせていただいております。その内容の抜粋が今回の四角で囲ってある部分なんですけれども、載せさせていただいております。その中にですね、住民ボランティアが主体となって運営する通いの場、こういったものをですね、多様なサービスを展開してっていうところで計画をさせていただいているところでございます。この住民ボランティアが主体となって運営する通いの場というものが、今回説明させていただく通所型サービスB（住民主体による支援）を差しているところでございます。

次のページに移りまして、「３　通所型サービスB（住民主体による支援）について」の説明に入らせていただきます。緑色のこの表なんですけれども、通所型サービスの類型についてまとめられた表でございます。通所型サービスBの中には①通所介護、こちらが一般的なデイサービスの事業所となります。それ以外にもですね、②、③、④と、通所型サービスA、B、Cとメニューがございます。現在米子市で実施しているのは①と④、通常の通所介護と通所型サービスCを実施しております。今回この③について実施の検討をしているところでございます。具体的な内容については後ほど説明するんですけれども、この③について…そうですね、1番、他のサービスと違うところとして、ボランティアの主体でやるところ、というところでございます。下のフローチャートのところなんですけれども、こちらは大枠の総合事業から始まってというところで、一般介護予防事業ですとか、そのあたりの類型をまとめられているものとなりますので参考までにご覧いただけたらと思います。

次のページに移りまして、「４　通所型サービスB（住民主体による支援）と一般介護予防事業における通いの場との違いについて」というところでございます。赤枠で囲ってあるところが通所型サービスBとなるんですけれども、サービス内容としましては住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくりというところで、実際に集まられて体操であったりですとか、それこそサロンのような活動を地域住民の方を中心としてしていただくようなものとなります。こちらのサービスの対象者なんですけれども、基本的には要支援者等と記載させていただいているんですけれども、先ほどの要支援１・２の方ですとか、事業対象者、そういった軽度者の方が中心となります。で、一応そういった方以外もですね、参加はできるような仕組みとなっております。例えばですけれども介護認定は持っていないけれども障がいがあってこういった通いの場に参加されたいという方であったりですとか、総合事業対象者にはならないけれども通いの場に参加したい高齢者の方、そういった方も参加できるようなところになるんですけども、必ずそういった要支援１・２の方ですとか、事業対象者は含まれていなければならないとなっているところでございます。こちらのですね、一般介護予防事業との大きな違いというところが、この表の中段くらいのですね、ケアマネジメントというところになります。こちらについては包括支援センターのほうが、ケアマネジメントを実施しなければならないというふうに定められているところでございます。ただ、こちらの通所型サービスBについては、かっちりとしたケアプランを作らなければならないというものではありません。簡易的なですね、ケアマネジメントでもこのサービスを使っていただけるというふうな仕組みになりますので、基本的には最初にアセスメントをして、この方はこういったサービスBが良いなというところで判断をして、それに対して本人さんだったり、ご家族さんからも同意がいただければそのまま使っていただくことができるというような仕組みとなります。またですね、ちょっと細かいところなんですけれども、ケアマネジメントの下のところの利用者負担額についてです。この利用者負担額なんですけれども、一般介護予防事業では基本的には市町村が設定することになるんですけれども、今回の通所型サービスBではサービスの提供者さんが設定することが可能となります。

じゃあすいません、「５　本市での通所型サービスB（住民主体による支援）導入の検討について」のほうに移らせていただきます。今回導入するにあたった経緯といいますか、理由というところになるんですけども、令和元年度にですね、実施させていただきましたニーズ調査の結果なんですけれども、約４分の１の方がですね、地域づくりの活動にお世話役として参加したい、もしくは参加しても良いと回答されているという結果がございました。またですね、要支援認定者の方、事業対象者、こういった軽度者の方のデイサービスの受入れについて事業所さんから断られるというケースがあるというふうに伺っているところでございます。今回こういった通所型サービスBを導入することによってですね、地域で高齢者を支える体制の充実、地域包括ケアシステムの充実の一助となるかなというふうに思っておりますし、また、高齢者の生きがいづくり、こちらについては実際、住民主体によってするというところですので、地域の元気な高齢者の方も担い手としてですね、参加していただくことが想定されますのでそういった方の生きがいづくりにも繋がるのではないかなと思っております。あとは介護人材の確保でありますとか、先ほどの軽度者の方の受け皿の確保、そういったものにですね、すべて根本的な解決に繋がるというわけではないと思うんですけれども、解決に一歩近づくようなサービスになるのではないかなと思っております。現在米子市でもですね、高齢者人口については今後も増える見込みとなっておりますので、こういった取組が必要ではないかなと思っているところでございます。

次に「６検討している事業内容（概要）について」というところで。すいません、今時点ではなかなか決まっているところではありませんので、何かこの中身について米子市独自のものがあるかというとそういうわけではございません。基本的に、国が例示で定めているようなものを簡単にまとめたものとなります。サービス対象者については先ほども説明させていただいたんですけれども、軽度者だけではなくてその他の地域住民の方も使えるようなものとなります。実際にどういった方がこのデイサービスをされるかというところで、一応例として挙げられているのが、まずは地域住民の団体の方ですとか、あとは特定非営利活動法人であったりですとか、ボランティア団体の方というところになります。こういったところにですね、実際、通所型サービスBを始めるにあたってはですね、こちらからこういったものをしていただけませんかねというふうに検討をお願いするということが非常に重要になってくるのではないかと思っております。実施内容なんですけれども、先ほども説明させていただきました、体操であったり運動、あくまでも軽度者の方が集まられるというところになりますので、ただ集まるだけではなくてやはり介護予防に資するような活動っていうのをお願いしたいなと思っております。補助内容なんですけれども、基本的には事業運営費に対する補助ということで年間定額で補助金のほうを支払うということになります。ただ初年度についてはですね、事業立ち上げ支援に対する補助ということで、初年度のみ補助金のほうを運営費と別枠でお支払いをするということを考えております。ちなみにこの補助金の金額をいくらにするのかということはですね、非常に悩んでいるところでございます。市町村でこの設定にばらつきがあるというところで、どういった金額が適正なのかというところも今後検討しなければならないというふうに思っているところでございます。こちらの利用料金なんですけれども、実際にこの補助金を支払うにあたってデイサービスに来られた方の例えばお弁当代であったりですとか、こういった実費部分についてはこちらからの補助の対象とすることができないというのがありますので、そういったところは本人さんの負担となるというところでございます。あとはですね、実際にそのデイサービスをしていただく方の人件費というのもこの補助金で支払うことができないというところがございますので、一応その、サービス提供者さんのほうで利用者負担額というものは設定することができるというような仕組みにはなっております。　その他なんですけれども、繰り返しになるんですけれども包括支援センターのほうがケアマネジメント業務を実施しなければならないというふうに定められているところなんですけれども、ケアプランの作成となるとかなりの負担にはなるんですけれども、そういったことは不要でございまして、簡単なケアマネジメントの実施、アセスメントをして、必要性があるかないかの判断をしていただいて、それの説明をしていただくというようなものとなっているところでございます。

　ではすみません、非常に駆け足で簡単な説明になってしまって申し訳なかったんですけれども、説明は以上です。ありがとうございました。

（西井委員長）

　はい、そうしますと、先ほどの事務局からの説明につきまして、ご意見があればお伺いしたいと思います。まず市役所会場の方からお願いできますでしょうか。ご意見ございませんでしょうか。はい、田村委員どうぞ。

（田村委員）

　すいません、ちょっと私抜けてしまっていて、馬鹿なことをきくかもしれないんですけど。この新しい事業を立ち上げるのは、先ほど言っていたあの余剰金を使ってやるっていうことなんですか。

（事務局：福井主任）

　えーとですね、特に余剰金があるからこの事業を実施するというわけではありません。

（田村委員）

　では新たに計画を立てて案を出されるということですね。

（事務局：福井主任）

　そうですね、一応、元々通所型サービスと通所型サービスCというのは実施しているんですけれども、それに新たにプラスしてっていうような形です。

（田村委員）

　ありがとうございました。

（西井委員長）

　他の委員の皆様でございませんでしょうか。はい、吉野委員どうぞ。

（吉野委員）

　すいません、吉野です。やっと総合事業でこうして米子市でもやっとこの問題を取り上げるようになってきたので、まあ遅すぎる感があったと思うんですけれども。今回の提案は国が出している資料で、おそらくこの委員会で論議するときに、まあさっきの提案のことも一緒なんですけれども、例えばこの鳥取県内とか、同じような…全国でもまだ１０％台くらいしか動いてない、鳴り物入りでやったんだけども実際にはそのくらいしかやってないというような実態なので…例えば、近くであれば松江市では取り入れてると思うんですけども。松江市のこういう取組は、具体的にどんな具合になっているか。例えば今サロンなんかでやってる１か月に１回だけでもいいのか、それとも毎日じゃないといけないのか。毎週なのかとか、そういうようなことも含めてですね。先ほどさらっと言葉で流されたけども、人件費は出ませんよと。これはもうはっきりしてるでしょ、ボランティアでやるということで。そういうことも含めて、具体的にイメージができるような実例であったり、米子市で今やろうとしているのなら、こういうことを具体的にやろうとしているという、ひとつのモデルになるようなケースを示されないと。これ良いことだから、是非やりまっしょいということになるんだけれども、実際には１１％くらいしかやってないのと一緒なように、米子市でもなかなかそう簡単にできるものではないなと思うんですよ。だから、そういう提案の仕方でないと…おそらく、これ、私も聞き出したらきりがないぐらい問題があるかなというふうに思うんですね。そこのあたりのことがもしあればね。イメージしておられる事例があればそれを示されたほうがわかりやすいかな、意見が言いやすいかなと思います。

　それと、具体的に今要支援１・２の人たちの数がどれくらいで、その人たちの何人くらいの人が①を使っておられて、これをやることによって、そこの人たちが移行するのか、それとも、これから増えていく人たちがこれくらいあってその人たちに使ってもらう仕組みとしてこれを使うのか、現在の認定の状況との関係で話があるとこれも少し理解がしやすいかなあというふうに思います。だからまったく新しいものができるということでなくて、実際に中心となって使うのは要支援１・２の人なわけだから。

　もうひとつ３点目は、介護保険の要支援状態じゃなくても一般の人でも必要性があれば使える、そういう仕組みにしていこうということがかなり大きなことなので、日常的に少し生活の中での違和感を持ってたり、身体的に不都合がある人たちが、特別に介護保険の申請をしなくても、こういう場所で一緒にこう…フレイル予防ができるとか、そのことがすごく大きなことなので。そういうことも含めた説明をしていかれたほうが。これは国が出しているものそのままなので。米子市でやる総合事業のB型はこういう形で進めたい、という提案をしてもらうと論議がしやすいかなというふうに思います。

（高野委員）

　今吉野さんの言っておられることなんですけど、その通りです。米子市でなかなか今地域づくりが進まないというところで、特にこのコロナのことがあるとですね、地域活動ものすごく停滞しています。ですからどういう団体、個人も含めて、受け皿があるのかっていう具体的なイメージは…持っておられるとは思うけれども、なかなかその具体的な受け皿みたいなものは育てていくことが大事で、それから、フレイル予防なんかも今日来ておられるけど、例えば保推さんがあったりとか、そういうところときちんと上手く組み合わせて、長寿社会課だけでやるとかいうことではなくて、地域振興課であったりとか、全体的に地域と絡めるということの中で取り組んでいく必要があることかなと。まあなかなか気の長い話だなというふうに思いますけれど。それからさっき松江の話もされたけれど、松江は社協が米子と違って相当進んでいるので、おそらく社協がかなり入ってるんだなというふうに思います。そのあたりでどれだけ参考になるかちょっとわからないんだけれども、多分進んでいるところはかなり社協が入っているのかなという気はしています。以上です。

（西井委員）

　具体的なイメージが湧くような提案をということで、お二方からのご提案でございました。事務局どうぞ。

（事務局：福井主任）

　すいません、大変ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおりですね、なかなか具体的なところが全く示せれてないというところにはなりますので、実際にこういった制度でしたいという具体的なものが決まれば再度お示しさせていただきますので。その際には先ほどおっしゃっていただきました要支援１・２の方の現在の状況ですとか今後の見込なんかも併せてお伝えさせていただければというふうに考えております。

　今、松江市のほうで実際に通所型サービスBっていうのは広まっているというところはあるんですけれども、今鳥取県内でこの通所型サービスBを実施されている市町村はないっていうところになります。ですので、一番近いところが松江市で、資料とか色々見ているところにはなるんですけれども、松江市だけではなくてですね、他の市町村…実際に全国で１４％にはなるんですけれども、実施している市町村は数多くあるところではございますので、そういったものも参考にさせていただきながら検討を進めて参りたいなと思いますので。ありがとうございました。

（西井委員長）

　小原委員、ありますか。…小原委員、よろしいですか。あ、いいですか。…はい、長岡委員。どうぞ。

（長岡委員）

　失礼いたします。私が例えばですよ、個人的に立ち上げたとしますよね。で、要支援者ということですから、地域の方を飛び越えて考えていいのかとか、そうすると地域外であるとかってすると、例えば来ていただくために移送をね、誰が連れてくるのかとか、まあ細かいことを言うときりがないですけども。まあ例え話ばっかりするんですけども。吉野さんのところもそうなんですけど、例えば、米子市の空き家をなんとかお借りできて、そこで、個人でやるのかNPOを立ち上げるのか色んな方法があると思うんですけども、私も実は考えているんですけども。前の仕事を退職したときに、いきいきサロンのお手伝いを少し始めました。ただ、コロナになりまして、もう今折り紙教えたりそういうことはできなくなったので、そういう地域の方だけじゃなくて誰もが来られる、来ていただける、そういう場があったり要支援者だけに関わらないということですのでね、なんかおんぼらですけど、自分が今までしてきたことができれば良いなという気持ちがあるんですけれども…何が言いたいかというと、個人でも良いわけですよね？例えば。ケアプランはどうのっていう話もあったんですけれども、それこそ提案が何もないので。…話は飛ぶんですけれども、田園のところで今中学生がね、来てますよね。月水金ですかね。そういう貸し場？なんて言うんですかね、例えばそういうものでもいいのかとかね、常駐してないといけないとか、やはりちょっとあのもう少し、具体的なものを示していただければ、また考えつくのかなと。個人的な意見で大変申し訳ないですけれども。

（西井委員長）

　事務局お願いします。

（事務局：福井主任）

　はい、ありがとうございます。まず最初に出ました、近辺の方でないといけないのかどうなのか、ただ、飛び越えてということになると移送の問題が出てくるというところなんですけれども、一応この補助金自体は、そういった移送サービスをすることによって利用者のほうからタクシー代といいますか運送費を貰うということはできないということになるので、もしするとすると、補助金という形でもし移送した場合は、移送される提供事業者さんには加算という形でお支払いするっていうような仕組みを国のほうは例示として挙げられております。ただですね、移送っていうことになるとかなりハードルが高いかなというふうに思いますので、おそらくは地域の方が中心となってっていうことが現実的かなと思っております。

　その後の、個人でもできるのかというところなんですけれども、こちらのサービス事業の実施にあたっての基準というのは、通常のデイサービスとかですと、非常に、人員基準であったりですとか、設備基準であったりですとかそういった色んな基準があるんですけども、こういった住民主体のサービスはそういった細かい基準があるわけではありませんので、建物に常駐しておかなければならないといったものもありませんので、そのあたりは言い方はあれかもしれないですけど、緩いといいますか、そういったところになります。場所については、市町村によって定められてるところもあったりするので、この場でこういったところで、っていうのはちょっとなかなか…明言ができないんですけれども。言われるとおり具体的なことをお示ししていないので申し訳ないというところにはなるんですけれど。そこもひとつ検討せんといけん事項ではあります。

（高野委員）

　今ね、考え方としてですよ、あくまでもそのなんていうの、介護予防の視点でやりましょうという話では決してないんじゃないかというふうにそもそも思うわけですよ。住民主体でやるということは、地域住民を主体でやりましょう、その地域の人が、自分たちの地域の人を見守っていきましょうという、おそらく基本的な理念があると思うので、そこらあたりをですね、あまり外すようなことを、介護予防の視点を…じゃなくて、多分。そういうことじゃないのかなという気がします。ですから、地域の中である程度柔軟な運用をとは思いますけど、それを飛び越えた運用をやるのかどうかっていうところが米子市のひとつの政策としてですね、考えないといけないことなんじゃないかなというふうに思います。

（西井委員長）

　はい、高野委員のご提案ですけれども。あ、吉野委員、関連で、どうぞ。

（吉野委員）

　鳥取県でも…あれはどこだ、東部のほうで、智頭町なんかは、森のミニデイをやってますよね。あれは総合事業のひとつでやってるので。あれもやっぱりそこもいくつかの集落が一緒になってやっている。それは、そういうことをやるところと、それができないところと、あるところがひとつの問題ではある。でもやっぱりやれるところにはちゃんとそういうことをやってほしいという提案をしていくことになるんですよね。問題はその中身をね、濃いくやっていくかというところが問題なんだけれども、鳥取県内でもきちっとやってるところがあるんですよね。米子市のような広さのところとはまた違うんだけれども、私は是非出かけていって体験してみられたらと、そうするとイメージが湧いてくるんですよ。担当者の中でも。そういう活動をされたほうが、おそらくこの委員会で論議するときになかなか皆がこう…具体的にどういうようなものになるのかというイメージがつかないんじゃないかと思うので。是非、そういうデータを基にしたほうがいいかなと。今日の議題は本当にね、両方ともせっかく提案されたけども、これを皆で了承した、というふうになるような感じじゃないかなというふうに思います。

（西井委員長）

　はい、お二方の委員のご提案でしたが。

（塚田福祉保健部長）

　すいません、ありがとうございます。先ほどのサービスB型の問題も、私も長寿社会課におりました頃から課題となっておりまして、なかなか進めることができなかったことでございます。他市町村でも検討されているというような情報はいただきながら、なかなか…というところも聞きながらだったんですけれども、もう少し市としても具体的にこんなふうに、先ほど色々とアドバイスをいただきましたので、こんなふうに進めたいというのも、少し絵を持って皆さんにご提案、ご意見が伺えるような形にしていきたいと思いますので。今日はすみませんでした、色々と。前半の部分の資料の作り方ですとか、提案の仕方も不十分でございまして、申し訳ございませんでした。

（西井委員長）

　木村委員。

（木村委員）

　木村と申します。この資料の中でですね、ご提案いただいて大変有難い限りでございますが、特にこの中で、いわゆるサービスの対象者、要支援１・２。利用対象者。括弧でプラス、その他の地域住民ということで、幅広い内容があるわけですが、この対象となる、いわゆる見込っていうんですか、概数的な概念はまとめていらっしゃらないんですか。特にですね、これからいわゆる地域づくりっていうことで伊木市長さんはじめですね、大変力を入れていただいておりますが、例えばですね、この中で自治団体という中で例として挙げてありますが、地域住民の団体としてですね、自治会、あるいは老人クラブなど、いわゆるＮＰＯ、ボランティア団体等…などなどたくさんあるわけですが。

会員がですね、例えば自治会であれば64～5％…加入率がですね。64～5％だったり、老人クラブも鳥取県全体の60歳以上の中で15～6％の加入率でありますし、やるとすればいわゆるボランティアで、という言葉が出るわけですが、そのへんの基本的な地域づくり、皆が団体に加入してですね、…いわゆるこれが超高齢者。コロナの関係で、平均年齢は若干下がってですね、社会的に見ても下がったようでありますが。

そのへんも含めてですね、このＢ型という支援サービスをですね、是非実施していただきたいなと。その中で特に問題となりますのは、必ずいかなる補助金もいわゆる食糧費の問題があるわけですが、先ほどご説明がありました、お弁当代は除外しますとか。人件費は除外とする、ということでありますが。例えば人件費でも今NPOにしましても有料が基本ですけれども有料のNPO法人というのもあるわけでして、その辺を含めてですね、幅広い対象、範囲、内容でしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（西井委員長）

　木村委員のご要望でございました。

（事務局：福井主任）

　ありがとうございます。幅広い団体を、ということですけれども、もちろん無償ボランティア団体だけではなくて有償ボランティア団体もこの事業の対象にはなるところでございますので、団体については幅広くと言いますか、周知しなければならないと思っているところでございます。ありがとうございました。

（西井委員長）

　それではオンラインでご参加の…土中委員どうぞ。土中委員聴こえてますか。

（土中委員）

　理学療法士会の土中です。これの、…通所型サービスBの本当の目的っていうのは住民主体で運営する、っていうところですよね。まったくの違いは。これ予防型っていうか歩行なんかは相当前から運動指導やってるんですけど、実際に日本でこれが成功するかどうかっていうのは、もう介護保険が20年で、「なんでもしてあげる」の染みついた日本で、これが本当に浸透するかどうかっていうと非常に難しくなってきてるのが事実だと思います。その中で、頑張っている自治会があるんですよね。自治会の団体というのが。地域に。そこのテコ入れということでこういうのを使うと。お金がなくて、やりたくてもできないという自治会さん、沢山ありました。私がいたときに。もっと住民主体の通いの場を自治会でやりたいっていうところ、結構あったんですね。でも、お金がないって言われてました。そういうところをきちんとテコ入れするためのものっていうのを米子市で作るっていうのはどうかなと思ったりですね、色んなところをこれ見てみますと結構制約してますよね。ネットでも出てますね、やり方っていうのがですね。…例えば、市の支援として実施するにはどうするかっていうと、介護予防のための教室じゃないといけないですとかね。そういう制約を付けたり、色んな制約をつけている。１教室５人以上の参加者が集まらないといけないとかですね、そういう、なんていうんですかね、決まりを作っている。そして最後には代表者、会計等を決めて自分たちで教室運営することですとかね、そういうところはきちんとできるっていうのは自治会はできてると思うんです、ある程度。会計も含めて。あるんで、元々のものが。そこは運営できるのかなって思うんです。でもひとつやってあちこちやると、これ本当に染みつくんだろうかというのが、私のいち意見です。以上です。すみません。

（西井委員長）

　はい、土中委員のご意見でした。事務局。…具体的に自治会という言葉も出て参りましたが。

（事務局：福井主任）

　ありがとうございます。実際に自治会の中でそういった活動があるというところで、それに対して先ほど土中委員からもお金がなくてちょっと運営に困っているというところをお聞きして。…まあ、そのあたりの実際の自治会の中でこういったことが既に行われているかどうかっていうことについては、なかなか把握できていないっていうところが、すいません、正直なところです。ただ、サービス提供主体として自治会も含まれるところになりますので、実際にその辺りの状況だったりですとか、お話を聞かないといけないかなと、今意見をお聞きして感じたところです。すいません、ありがとうございました。

（西井委員長）

　続いて仁科委員、どうぞ。

（仁科委員）

　事務局の方に質問なんですけれども、総合事業の中で、今回新たなサービスとして、今回の提案事業に取り組もうと思われた理由というのを教えてほしいんですけど。お願いします。

（事務局：福井主任）

　はい、そうですね、理由というところで。資料でいうと５の導入の検討についてというところになるんですけれども、１番大きな理由として、やはりその、地域包括ケアシステムを作るにあたって何が必要かということで、やはり、地域住民の方も高齢者さんを支援する地域包括ケアシステムを作りあげるにあたっては地域の方も一緒になって作っていくことが必要だというところがございます。そういったことをひとつ形にするのがこの通所型サービスBというところで、事務局としてはこのサービス導入が必要なのではないかなと思っているところでございます。

（西井委員長）

　仁科委員、よろしいでしょうか。

（仁科委員）

　はい、じゃあ、意見を言わせていただきます。通所型サービスだけではなくて、地域住民の困っていることっていうのは、例えば買い物だったり、食事を作るだったり、ゴミ出しだったり、通院だったり、たくさんの困ったことがあって、そういったサービスの支援を整えていくっていうことが必要だと思うんですけれども、その中で、他の支援と比べて通所型サービスを整えていくことが優先度が高い、その理由が知りたいっていうことが私の質問の意図だったんですけれども。

例えば通所型サービスでも、住民主体っていうことなんですけど、公的な介護保険を使うものなので、やはりその、全体を見たときにどこにどういうサービスがあって、どこにサービスが不足しているのかっていうことをマッピングみたいなことをされると良いのではないかなというふうに思います。そうすると、この辺りに通う場所が少ないとか、この辺りの人は買い物に困っているとか、そういったことを全体として見れるようにすると、そこにこういったサービスの必要があるね、っていうことで、市民の人にも介護保険をこういうふうに使ってるっていう、公平公正にっていうか、全体にサービスがいきわたるようにしていくっていうのを私たちにも見せていただきたいなって、私も見たいなっていうふうに思います。意見です。

（西井委員長）

　仁科委員の意見でした。事務局、これにつきまして。

（事務局：福井主任）

　はい、ありがとうございます。なぜ通所型サービスBなんだというところもあるかと思います。B型、この住民主体のサービスというものについてなんですけれども、同様に訪問型サービスBというものもございます。住民主体でヘルパーを行うというサービスも別であるというところでございます。この訪問型サービスBについてもですね、全国で大体15パーセント、同じような傾向なんですけれども。米子市としても訪問型サービスBではなくて通所型サービスBにしているというところなんですけれども、やはりその要支援者の方、軽度者の方ですね、そういった方の受け皿というところを作らなければならないのではないかというふうに考えているところでございます。

　国のほうも言っているのがですね、理想像になるかもしれないんですけれども、一般的な通所介護、デイサービスからそういった地域住民が運営するようなデイサービスに最終的には機能訓練だったりとか、介護予防を通じて、住民主体のデイサービスに通える状態にして、どんどん地域に戻していくといいますか。そういったことが理想的なんではないかなというふうに言っているところでございます。そういったところでまずは通所型サービスB型を検討しているといったところでございます。

（西井委員長）

　はい、ありがとうございました。そうすると皆さん、活発なご意見…はい、仁科委員。

（仁科委員）

　一言いいですか。住民主体っていうところを強調するのであれば、例えば、訪問型も通所型も両方やるとかそういうのも良いのではないかと思います。例えば、私が高齢者の方で、通所型はちょっとできないけど訪問型だったら私はできるとか、利用するほうの方も出ていくのは嫌だけど来てもらうのは良いとか、来てもらうのは嫌だけど出ていくのは良いとか、色んな方がいらっしゃると思うので。もし受け皿が住民主体ってなると、住民さんがやりやすいようにっていうか、そういう方向性もありかなというふうに話を聞いて思いました。けれども、ある程度の根拠というか、やっぱりマッピングとか、そういったところが必要かなと私は思います。以上です。

（西井委員長）

　はい、仁科委員ありがとうございました。色々なご提案をいただきまして。事務局、もう少し具体的にイメージが湧くようにご検討いただければと思います。今、予定しております時間が迫ってまいりましたので、B型につきましては以上にさせていただきたいと思います。

**（３）その他**

（西井委員長）

　続きましてその他、事務局よりお願いいたします。

（手嶋委員）

　はい。

（西井委員長）

　手嶋委員、何か。

（手嶋委員）

**その他で**策定委員会とは別の、米子市地域密着型サービス運営委員会に関してですけど、サービス運営委員会は非公開ですよね。だから議事録も何も残らないし、討議した内容も市民の方にわかりません。ちょっと場が違うかもしれませんけど、策定委員会のときに聞かせてもらいます。

　米子市の地域密着型サービス運営委員会は、ほとんどの場合は非公開となっております。これはどういう理由ですか。教えてもらえませんか。

（西井委員長）

　はい、事務局。サービス運営委員会、密着型の方ですね。非公開の…前回もちょっと説明がございましたが、改めてということでお願いします。

（事務局：足立長寿社会課長）

　今のご質問ですけれど、地域密着型サービス運営委員会の議題の中で、事業者選定に係る部分については非公開というふうにさせていただいております。その理由といたしましては、「公にすることによって当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため。又、公にすることにより、率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすため」とさせていただいております。

（手嶋委員）

　これはですね、拡大解釈すれば、全部討議の内容を非公開にするっていうことですよね。で、公のことに関することは正当な利益を害するおそれがあるということですよね。今までやっとるのは当該法人又は当該個人の権利競争上の地位を脅かすようなことがあるんですか。かえって、米子市の公の元でそういう…市民の方の利益を害するようなことのほうが多いんじゃないですか。それを全部非公開、非公開って言っておられるんですけど。

　それで、地域密着型サービス運営委員会の綱領っていうのがあるんですけど、そこの中には非公開にしろっていうのは書いてないんですよね。足立課長さんが言っておられたどっかの指針の中に、さっき言っておられたことがあるっていうことなんですけど、どちらのほうが上位なんですか。

（西井委員長）

　事務局回答できますか。

（事務局：足立長寿社会課長）

　この非公開の決定につきましては、「米子市審議会等会議公開指針」というのがありまして、それに基づいてさせて頂いているところです。

（手嶋委員）

　私、素人なのでよくわからないんですけど、指針のほうが綱領より上なんですか。

（事務局：足立長寿社会課長）

　米子市のあらゆる審議会等に係る指針ということでございますので、一応、この範疇に入るものというふうに思っております。

（手嶋委員）

　じゃあ上になるんですね。上位になるんですね。

（高野委員）

　多分今手嶋さんが言われた上位下位はないけども、ただ、今言っておられるとこが審議会の指針の中に、事業者選定が公の立場で、市民の立場でせんといけんのに、それにあたるかどうかっていうのは明文化されてあるわけではないと思うんです。今のものに則って事業者選定は該当しますよっていうふうに言っているんだけれど、そのものずばりが書いてあるわけではなくて、そこにあたるのではないかということでの解釈をしているということなんですよね。だからそこ非常に微妙なとこで、手嶋さんが今言いなるようにある意味拡大解釈しているのかもしれない。

（手嶋委員）

　だから議事録に残さない。それで議事録の概要を出してくださいと言っても稟議書しか出してもらえない。そういう公の利益が損なわれるようなことをされとってですね、かなりの高額の公のお金が動くんですよね、今回。いつもですけど、地域密着型サービス運営委員会。それでほとんど非公開なんですよね、事業所の選定に関しては…だから…。

（西井委員長）

　小原委員、何か。どうぞ。

（小原委員）

　今の話なんですけれども、新しい事業所、グループホームなんですけれども、それを開設するにあたっては介護保険上とそれに関わる厚生労働省の省令とか、これ決まってるんですね。で、その決まった条件に合っているかどうか、のことなんですよね。なので、その、言われることに対してですね、法律上これが適合しているかっていうということで、まずそれが開設する前ですね、市役所さんが判断する。それでその後、実際に運営にあたってですね、その通りに介護保険のほうとか、厚生労働省の省令に適合しているかどうかを審査すれば良いと思うので、その辺が、米子市さん独自で審査方法があるのかどうかわからないんですけれども、明文化された厚生労働省とかの省令に基づいている、これとこれとこれは必ず合格しているかどうかっていうことの審査をしなきゃいけないんですけれども、その審査項目っていうのは公にしてあるんでしょうか。

（西井委員長）

　これについては事務局どうでしょうか。審査項目についての。

（事務局：足立長寿社会課長）

　はい、あの、事業者選定の審査基準は公開しています。ホームページのほうにも載せさせていただいています。で、そこに必ずこれに該当しないといけないという必須項目と、あと、評価項目というのがそれとは別にありまして、それで点数化をして選定をするというようなもので。基準そのものは公開をさせていただいております。

（小原委員）

　そもそもの必須条件を満たしているかどうかは作る前に、書類審査かと思うんですけど。その後。その後実際に運営するにあたって検査しなくちゃいけないですよね、当然。

（事務局：足立長寿社会課長）

　今回のものはあくまでも事業者選定…指定予定候補者を選定するものです。で、実際建築をされて運営をするという時には、指定の申請をしていただく必要があります。要は介護保険の指定事業所として申請をしていただいて、それが運営基準等に問題がなければ最終的には指定をすることになって実際の介護保険のサービスをされるということです。ですので、その指定の段階では勿論確認をさせていただきますし、指定した後も、例えば実地指導ですとか、そういったことは行っていくということでございます。

（小原委員）

　３年度の事業が錦町のグループホームのことですけど。その前に上後藤とか、もうひとつあると思うんですけど、それが適合しているかどうかの審査はしないといけないと思うんですけども、それはされてるんでしょうか。

（事務局：足立長寿社会課長）

　既に開設しているところは、指定の申請を出されて決定をして指定している事業者ですので、その時点では審査をしております。

（小原委員）

　最近、市議会ではまだしていないっていうご報告があったんですども。

（事務局：足立長寿社会課長）

　指定をする際には必ずそういう審査をしますので、それでクリアすれば指定をします。で、その後、運営推進会議に市が参加をして運営状況を確認したりだとか、あと実地指導を行って状況を見るということはやっておりますけれども、ただあの、今言われた事業所について言えば、まだ開設してそんなに年数が経っていないこともありまして、また、コロナという状況もありましたので、その実地指導という部分については入れていない状況です。

（小原委員）

　介護保険上で、その開設した後、申請したとおりに運営が行われているか検査しなさいということは謳ってないないということですか。

（事務局：荒松係長）

　失礼いたします。指定をする前に、色々な条件に合致しているかどうか書類で確認の上で、現地に行って建物の中に入らせていただいて、確認をした後に指定をさせていただくという形になります。指定後に何年以内に例えば実際に行って、こういうことを確認しなさいというところまではないですけれども、当然どういった運営がされているかっていうことを確認することは必要ですので、できれば、できればといいますか通常、指定して１年なり２年なりした後には実地指導に入るようにしているんですけれども、ちょっとコロナの関係で、本当は昨年入る予定で日にちも決定していたところだったんですけれども延期にさせていただいたという事情がございまして。入れるようになったら勿論優先的にそういった新しい事業所には入らせていただくこととしております。

（小原委員）

　介護保険上に、運営した後、後に申請した内容とあってるかあってないか、これは開設したところを見なきゃ、人員とかですね、わからないと思うんですけども。それは介護保険上、どっかその法令とか厚生労働省の省令にはそういった期間もなければ、そういうふうにしないさいということは謳ってないということですね。

（事務局：荒松係長）

　適正な運営をしているかどうかについてはその実地指導の中で行うべきというのはございますけれども、例えば新規指定をしたら必ず何年以内に入りなさいというところまでは明記まではしていないという形でございます。ただ、考え方として、当然新しいところですので、ずっと長いことしているところと違って、わからない点疑問点出てきている可能性もありますので、早めに実地指導では入りたいというふうには考えて計画しているところです。

（小原委員）

　法令とか省令で、必ず運営にあたってその後やってるかどうか、正しいかどうかというのは謳ってないということですね。

（事務局：荒松係長）

　繰り返しになりますが、それは実地指導というものがそれにあたると思うんですけど、例えば開設してから１年以内ないしは２年以内に必ず入りなさいというところまでは謳っていないという形です。

（西井委員長）

　はい、色々ご意見をいただきましたが、その他のところでちょっと伸びておりまして…

（手嶋委員）

　いいですか。

（西井委員長）

　はい、いやあの、手短に。

（手嶋委員）

　すいません、忙しいところ。米子市の地域密着型サービス運営委員会のひとりとしてですね、この運営委員というのは、すごい責任を**持たされているん**ですよね。出席されるのは、まあ…半分程度かもしれないけど。かなりの責任を持たされてるんですよね。それで、この運営委員会で可決したことは、ほとんど長寿社会課がOKを出したっていうことになると思うんですよね。それで、その運営委員会の時に出された資料っていうのも全部、個人では持たれないし。長寿社会課で持ち帰られるわけですよね。それで、資料を出してくださいって言っても出されないんですよね。そういうことをやっとられて、責任だけはサービス運営委員会に**持た**されるんですよね。後は運営委員会任せだから長寿社会課は知らんわっていうような行動なんですよね。出席者はバラバラですから、決まった人ばっかり出るわけではないですけど。責任だけは持たされて、**資料もその会議の時の席上にあるものだけ**を見てください、それを頭の中で覚えていてください、という感じなんですよね。

　だから、責任だけは沢山あるんだけども、もうなんか、自分たちの運営委員会の行動をすごい阻害されてるんですよね。後から後日資料を見せてもらえませんかって提出しても、それはいい加減な資料しか出してこられないんですよね。そういうことで本当に良いのってことですよね。それで、今回なんかは６千万円くらいの金が動くんですよね、税金が。消費税の絡み、関係ですけど。で、消費税っていったら小さいお子さんでも払ってるんですよね。目的は地域に密着したサービスですよね、高齢者の。そういう事業所を開いても地域に拓いとるかなということなんですよね。地域に閉鎖されとるんかなあって思うんですよね。で、そこらへんを、もうちょっとオープンに、それは先ほど課長さんが言われたように、当該法人又は当該個人の権利競争上の地位を脅かすようなことではダメなんですけれども、なんでもかんでも教えない、秘密だ、請求しても出さない、そういう姿勢はちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけどもどうでしょうか。

（西井委員長）

　はい、今、手嶋委員から色々ご質問、あるいはご提案等の話がございましたんですが、ちょっと本日ですね、予定していました時間がだいぶオーバーしておりましてですね、またその地域密着型サービス運営委員会でですね、これまた改めて色々協議していただくということで。今、色々手嶋委員からのご質問、ご提案、それから小原委員からも色々ございましたが、それも含めて別のサービス運営委員会のほうでまたその話はさせていただくということで。本日はだいぶ時間が超過しておりますので、これにて一応次に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

（吉野委員）

　議長あの、密着委員会と、包括の運営委員会と、報告はどの会議で。年度末までにされることにはなりますか。どういう結果になったかということが。それがないと。

（事務局：足立長寿社会課長）

　今までを振り返ってみると、多分させていただいてないんじゃないかと思うんです。でももし、そういうことが必要ということであれば、させてもらわないといけないかなというふうに、ちょっと今思ったところでございます。

（西井委員長）

　吉野委員からのご提案でございました。これは改めて委員会のほうでご討議いただくということで、全体の中でこれ以上やりますと、時間をオーバーしておりますので。

　そうしますと事務局、その他の説明、何かありますでしょうか。お願いいたします。

（事務局：飯田主任）

　そうしますと事務局のほうからお知らせといいますかご連絡ということで、ちょっとさせていただければと思います。今日、この会がこの令和４年度の第１回の策定員会、ということになりますが、できれば令和４年度中、今年度中に、あと１回、2回、とこうした会の場を持ちたいなというふうに思っております。その中では、本日実績報告等もさせていただいたり、ご提案をさせていただきましたが、その中でももう少し具体的に話していきたいだとか、ちょっと今日不十分だった点、それから吉野委員さんのほうからでしたかね、ありましたけど、例えば認知症施策についてもっと具体にですとか、そういったことをもう少し取り上げて、皆さんと意見交換とか、より良い事業とか施策の内容について検討していける場を設けていきたいなというふうに思っております。

　それにちなんでになるんですけれども、これまでこの策定委員の出欠の確認ですとか資料の送付というのを、すべて郵送といいますか、紙でさせてもらってたんですけど、皆さんすべてというわけではないんですけど、中には電子メールでのやり取りを希望されたりとか、電子データでの資料の送付を希望される方もあるかと思います。皆さん必ずメールにしてくださいっていうことではまったくないんですけれども、希望される方については本日追加でお配りさせていただいた資料、オンラインの方ですと画面に映ってるかと思いますが、こちらのアドレスまで氏名をご記入の上メールを送ってやってください。以後、やり取りですとか資料の送付は電子で、そういった方についてはさせていただきます。希望されない方については引き続き紙でのやり取りをさせていただきますので、ご了承、ご理解いただければと思います。以上です。

**閉会**

（西井委員長）

　そうしますと、本日は沢山のご意見をいただきまして、委員の皆様、大変お疲れ様でございました。オンラインのご参加の皆様、大変お疲れ様でした。これをもちまして、令和４年度第１回の策定委員会を終了いたします。ご苦労様でした。